

和歌山県無電柱化推進計画

令和7年4月

和歌山県

目 次

1. はじめに
2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針
 - (1) 和歌山県における無電柱化の現状
 - (2) 無電柱化の取組姿勢
 - (3) 無電柱化の対象道路
 - (4) 適切な役割分担による無電柱化の推進
 - (5) 無電柱化の手法
3. 無電柱化推進計画の期間
4. 無電柱化の推進に関する目標
5. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - (1) 緊急輸送道路の電柱の占用制限
 - (2) 道路事業等に合わせた無電柱化
 - (3) 民間技術等の活用
 - (4) 多様な整備手法の活用等
 - (5) 占用料の減額措置
 - (6) 関係者間の連携の強化
6. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項
 - (1) 広報・啓発活動
 - (2) 無電柱化情報の共有

1. はじめに

和歌山県では、全国と同様に昭和 60 年代初頭より無電柱化に着手し、現在に至るまで、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成の観点から、関係者の協力の下、電線共同溝の整備等による地中化が鋭意進められてきたところである。一方で、近年、全国で災害が激甚化・頻発化してきており、本県においても、特に防災対策としての無電柱化の必要性が高まっている。

本計画は、和歌山県における無電柱化を一層推進するべく、令和 2 年 3 月に策定した前計画に引き続き、無電柱化法に基づく無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため定めるものである。

2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

(1) 和歌山県における無電柱化の整備状況

令和 6 年度末時点において、県管理道路の約 39km(内、緊急輸送道路 約 33km)で整備が進められ、この内、約 20km(内、緊急輸送道路 約 15km)で無電柱化が完了している。

(2) 無電柱化の取組姿勢

和歌山県本来の魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全で災害にもしなやかに対応できる「脱・電柱社会」を目指すため、無電柱化法の理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化を計画的に推進する。

<無電柱化法 第 2 条>

無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。

(3) 無電柱化の対象道路

道路管理者、電線管理者等の合意形成のもと、以下のような道路を対象に重点的に無電柱化を実施する。

①防災

災害の被害の拡大の防止を図るため、主に緊急輸送道路の無電柱化を推進する。特に、災害発生時の救助・救援等の初動対応を円滑に行うため、高速道路インターチェンジから(広域)防災拠点及び災害医療拠点(災害拠点病院)間の緊急輸送道路について、優先的に無電柱化を推進する。

②安全・円滑な交通確保

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路、人通りの多い商店街等の道路、学校周辺の通学路、歩行者が路側帯内にある電柱を避けて車道にはみ出すような道路、車道の建築限界内に電柱が設置されている道路等、安全かつ円滑な交通の確保のために必要な道路の無電柱化を推進する。また、占用制限も活用しながら、道路空間を拡大するための無電柱化を推進する。

③景観形成・観光振興

世界遺産、日本遺産等の周辺や重要伝統建造物群保存地区、景観法や景観条例に基づく地区、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく地区、ジオパークその他著名な観光地など、地域の特性を活かした良好な景観形成や観光振興に必要な地区の無電柱化を推進する。

(4) 適切な役割分担による無電柱化の推進

無電柱化の目的に応じ、従来方式に加えて適切な役割分担により更に推進する。なお、無電柱化の目的は複合的であるため、以下の役割分担を基本に手法を選定し、無電柱化を推進する。

①防災・強靱化目的

市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間は、占用者が一者で電線共同溝方式が困難な区間を除き、道路管理者が主体的に実施する。

長期停電や通信障害の防止を目的とする区間、占用者が一者で電線共同溝方式が困難な区間は電線管理者が主体的に実施する。

上記が重複する区間は道路管理者、電線管理者が連携して実施する。

②交通安全、景観形成・観光振興目的

安全・円滑な交通確保を目的とする区間、景観形成・観光振興を目的とする区間は道路管理者、地方公共団体等が主体的に実施する。

その他、新設電柱を増やさないため、道路事業や市街地開発事業等が実施される場合には、道路管理者、電線管理者及び開発事業者等の事業者が連携して無電柱化を進める。

(5) 無電柱化の手法

無電柱化を推進するためには、多様な事業手法が不可欠であり、現地の状況

に応じて関係者が連携し、電線共同溝方式に加えて単独地中化方式などの様々な手法を活用し、より安価な手法にて整備していくことを基本として、適切な役割分担の下、地域の実情に応じ、以下の構造及び手法により実施する。

①無電柱化の構造

a) 管路構造

ケーブルを収容する管路と分岐器等を収容する特殊部により地中化する方式。

b) 小型ボックス構造

管路の代わりに小型化したボックス内に複数のケーブルを収容し埋設する方式。

c) 直接埋設構造

ケーブルを地中に直接埋設する方式。

d) 屋側配線（軒下配線）

建物の軒等を活用して電線類の配線を行う方式。

e) 迂回配線（裏配線）

表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等に移設する方式。

②事業手法

a) 電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者(二者以上)が電線、地上機器を整備する方式。

b) 自治体管路方式

管路設備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する方式。

c) 要請者負担方式

要請者が整備する方式。

d) 単独地中化方式

電線管理者が整備する方式。

以上の事業手法により無電柱化を実施する場合の費用については、それぞれの整備主体の負担とする。ただし、屋側配線(軒下配線)又は迂回配線(裏配線)を道路管理者が実施する事業の移設補償として行う場合は、道路管理者が負担する。

3. 無電柱化推進計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

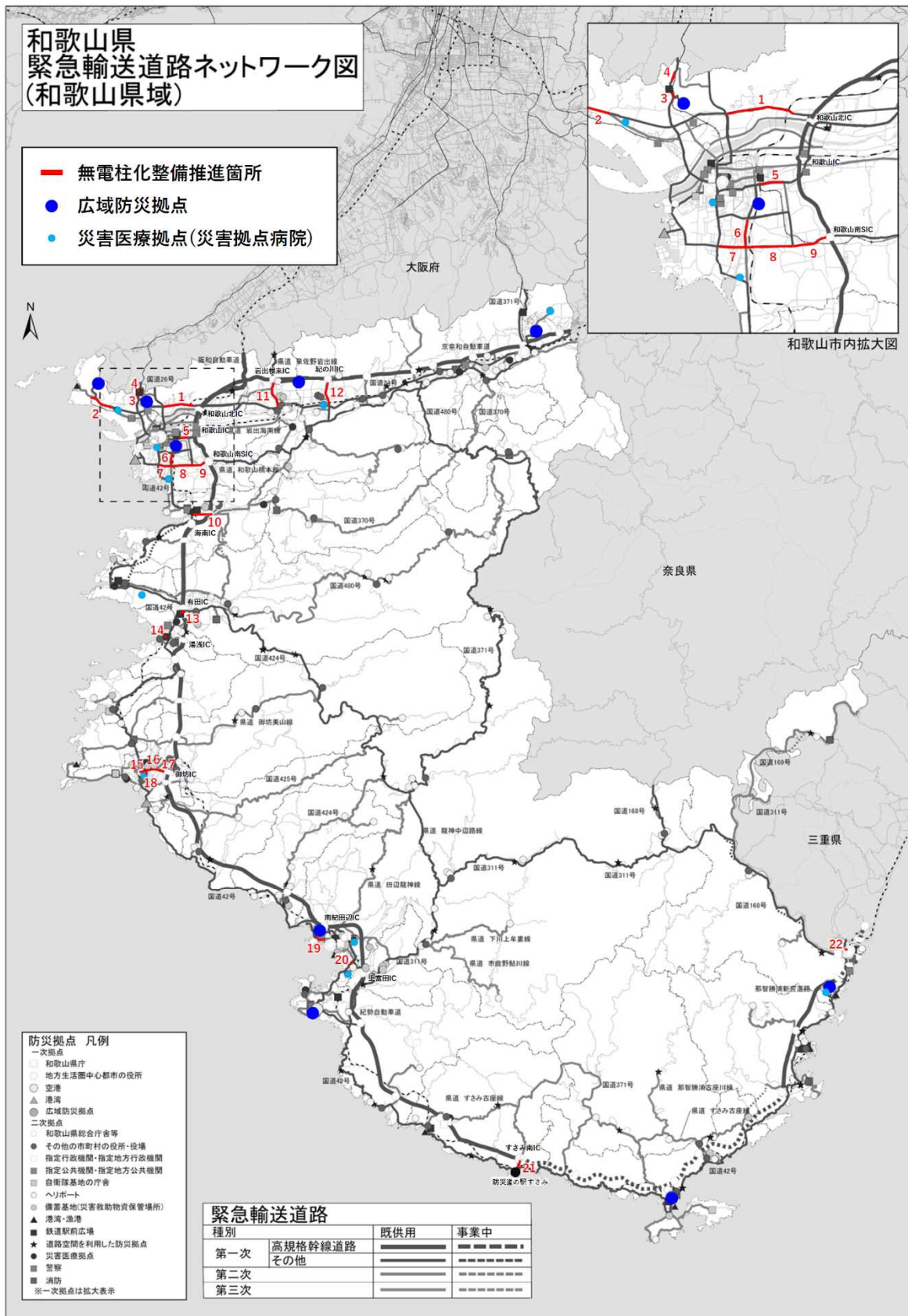
4. 無電柱化の推進に関する目標

以下の箇所の無電柱化の整備推進を目標とする。

無電柱化整備推進箇所一覧

番号	路線名	箇所	延長 (km)
1	粉河加太線	和歌山市直川～大谷	3.30
2	粉河加太線	和歌山市西庄～加太	2.80
3	和歌山阪南線	和歌山市中	0.35
4	和歌山阪南線	和歌山市中	0.65
5	鳴神木広線	和歌山市太田～鳴神	1.23
6	和歌山海南線	和歌山市手平～小雑賀	1.50
7	和歌山橋本線	和歌山市秋葉町～小雑賀	1.40
8	和歌山橋本線	和歌山市小雑賀～和田	2.30
9	和歌山橋本線	和歌山市和田～森小手穂	1.80
10	国道370号	海南市名高～幡川	2.10
11	泉佐野岩出線	岩出市根来～備前	3.50
12	泉佐野打田線	紀の川市重行～打田	2.90
13	吉備金屋線	有田川町明王寺～天満	0.25
14	湯浅広港湯浅停車場線	湯浅町湯浅	0.13
15	御坊美山線	御坊市湯川町財部～湯川町小松原	1.20
16	御坊美山線	御坊市湯川町小松原～藤田町吉田	0.90
17	日高印南線	御坊市藤田町吉田～野口	1.30
18	井関御坊線	御坊市湯川町財部	0.26
19	田辺港線	田辺市江川～上の山2丁目	1.00
20	南紀白浜空港線	田辺市新庄町	0.65
21	上富田すさみ線	すさみ町江住	1.20
22	池田港線	新宮市浮島～千穂	0.50
		計	31.22

(参考) 箇所図



※和歌山県緊急輸送道路ネットワーク図(R6.3.31現在)に整備推進箇所等を記載

5. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

無電柱化の着実な推進を図るため、2. に示した基本的な方針の下、以下の様々な具体施策を総合的かつ計画的に講ずる。

(1) 緊急輸送道路の電柱の占用制限

新設の電柱は、県が管理する道路において、原則として占用を禁止する制限措置を導入済。

既設の電柱についても、今後、国の動向を踏まえ、占用制限措置の実施について検討する。

(2) 道路事業等に合わせた無電柱化

道路事業(道路の維持管理に関するものを除く)や市街地開発事業、その他これらに類する事業が実施される際、これらの事業の状況を踏まえつつ、当該事業の実施に合わせて行うことができる場合には、事業者は電線管理者と連携して無電柱化を実施する。

(3) 民間技術等の活用

民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、財政負担の平準化にも資するPFI手法の採用を検討する。

電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を推進する。

このほか、工期短縮・施工の手戻り抑制を目的とした「引込み工事一括施工」等の取り組みについても検討する。

(4) 多様な整備手法の活用等

効率的に無電柱化を推進するため、地中化以外の手法である軒下配線や裏配線も含め、地域の協力を得て推進する。

地中化により無電柱化を実施する場合は、収容する電線類の量や地域における需要変動の見込み、道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コストである浅層埋設や小型ボックス構造、角型多条電線管等、様々な手法を比較し、現場に応じた最適な手法によりコスト縮減を図る。

電線管理者は、道路管理者と連携しつつ、必要に応じ、地域の状況に応じた地上機器の大きさや形状、設置場所についての工夫を行うとともに、通信に係る特殊部の設置間隔の延伸化による設置数減少等に取り組む。

道路管理者及び電線管理者は、昼間工事の拡大、仮埋め戻しが不要又は低コストとなるよう施工方法や仮設の工夫を検討し実施する。

洪水等による浸水が予測される地域で地上機器の嵩上げによる対応が難しい場合や、地上機器の設置により十分な歩道幅員の確保が困難となる場合等においては、地域の実情に応じて柱状型機器の活用も選択肢とする。

(5) 占用料の減額措置

無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を実施する。

(6) 関係者間の連携の強化

①推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体等からなる和歌山県無電柱化地方部会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等、無電柱化の推進に係る調整を行う。

また、電線管理者は、国・県・市町村とも連携して、迅速化やコスト縮減等につながる技術開発を進めつつ、様々な手法を活用しながら自らも無電柱化を進める。

②工事・設備の連携

道路事業等やガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等、関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行う。

また、電線共同溝整備完了箇所の電線及び電柱の撤去について、道路管理者や電線管理者で構成する会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行い、早期の無電柱化の実現に向けて取り組む。

③民地等の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として学校や公共施設等の公有地や公開空地等を含む民地の活用を管理者の同意を得て進める。

④他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

⑤国、市町村との連携等

直轄国道、市町村道についても、県管理道路と連携して無電柱化を図ることが効果的な場合は、当該管理者と調整し、一体的な無電柱化に努める。

また、市町村に対しては、情報提供や技術的な面での支援を図るとともに、無電柱化推進計画の策定を促すなど、市町村道の無電柱化を促進する。

6. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

(1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、無電柱化に県民の協力が得られるよう、「無電柱化の日」のイベント周知など、無電柱化に関する広報・啓発活動等を行うよう努める。

(2) 無電柱化情報の共有

国と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、本県の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。